

平成30年5月定例教育委員会議事録

日 時 平成30年5月16日（水）
午前10時00分～

1 開 会

○山本教育長

御起立ください。ただいまから平成30年5月定例教育委員会を開会します。
一同、礼。

2 日程説明

○山本教育長

それでは、最初に、教育総務課長から、本日の日程説明をお願いします。

○片山教育総務課長

本日は、議案7件、報告事項7件、協議事項1件の合計15件となります。御審議のほどよろしくをお願いします。

3 一般報告

○山本教育長

それでは、私から一般報告をいたします。

県外になりますが、新潟市で小学2年生の女子児童が下校途中に殺害され、死体遺棄されるといった本当に痛ましい事件が起きました。これについては昨日、鳥取県でも教育委員会、警察本部、知事部局を交えて、現状の整理等をもう一度確認・徹底すべきこと等の意見交換あるいは、情報交換したところです。どうしても一人になる時間帯というのが出てくるわけですが、そうしたときに、子どもたち一人一人が自分の身を守る行動がその場で取れるという訓練も含めて、日々気をつけていかないと、なかなか対応しきれない課題かと思っており、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

4月23日には、グローバル人材育成という観点で、二つの表敬を受けましたが、一つは鳥取西高の生徒二人が模擬国連世界大会に出席するという事で、5月11日・12日に実際にニューヨークの国連本部で南米のウルグアイ大使という役割を与えられ、ユネスコの会議ということで、テーマは「観光業と自然保護のバランスをいかに取っていくか」という、鳥取県の一つのテーマでもあるなあと聞きましたけれども、参加をしてきたものでした。残念ながら、東京の高校生が優秀賞を取って、鳥取西高生はそこまではいきませんでしたけれども、世界舞台で活躍するといったことで、例えば西高で取り組んでいるグローバル教育の取組みの一定の成果のようなものが見えてきているのかな、と思います。もう一つは、平成21年から行っているバーモント州との青少年交流ということで、高校生が互いに行ったり来た

りしていることで、今回表敬を受けたのは、バーモント州の高校生が日本に来たということで、日本の高校生のホームステイですとか、主に環境学習を中心に交流を行うということでした。

4月24日には、この8月中下旬、本県を含む中国5県で開催される全国中学校総合体育大会の実行委員会を開催したところです。本県では、鳥取市でサッカー、倉吉市を含む中部5市町でソフトボール、この2競技が開催される予定です。全国から集まる選手・役員の皆さんが気持ち良く競技に参加できるように、運営あるいはその準備に万全を期したいと思っていますし、また、せっかく全国から来られますので、しっかりとおもてなしして地域の活性化にもつなげていければと思っています。

5月2日には、若原委員にも御参加いただき、青谷高校創立70周年の記念式典を盛大に開催したところです。今回は記念講演で、小林さやかさんと言いまして、学年で成績がビリだった生徒が1年間で慶応大学に現役合格をしたという方の講演がありまして、随分皆が刺激を受けたり、勇気をもらったりしていたようです。

5月7日、教員採用試験の受験者及び講師の確保に向けた検討委員会ということで、今日も新聞記事になっていましたけれども、非常勤講師を含めて講師を配置するということが年度末になってやるんですけれども、その講師の部分、代員も含めて全部埋まらなかったという状況が生じており、今もまだそういう状況が続いているということ、そうしたことを踏まえて優秀な人材をしっかりと確保していく必要があるというところで、従来からこのことについては教育委員会の中でもいろいろ議論をしていましたけれども、今年度更に力を入れて取り組んでいかなければならない、と。松江市では、実際に授業ができないというようなこともありました。幸い本県では、授業が成立しないという状況にはないわけですが、その分ほかの教員に負担が回っているということもあり、早急に対応しなければならない部分と、中期的に対応していかなければならない、そうしたものについて検討をしたところです。

5月15日には、文化財保護審議会、新しい委員が就任ということでしたが、併せて先方ご報告申しあげた会についても開催したところです。

5月14日に、県有施設の資産活用戦略会議ということで、美術館の管理・運営に関して、整備も含めてどういった手法で行うのかいうことをこの中で議論し、結論的には教育委員会でも議論いただいた PFI 方式で、ただ、コアな部分については、引き続き学芸員を含む県直営でやっていくといった形での整備を進めていこうという結論になりました。詳しくは後程、協議事項のときに、詳細を報告させていただきながら、協議させていただければと思っています。以上です。

4 議 事

○山本教育長

続いて、議事に入ります。本日の議事録署名委員は、坂本委員と佐伯委員にお願いします。

5 議案の概要説明

○山本教育長

まず、森田次長から、議案の概要説明をお願いします。

○森田次長

本日の議案は7件です。議案の第1号、第2号に関しては、審議会委員の任命について、人事異動に伴う配置、それから夜間中学等調査部会を開くことに伴う審議会委員の任命です。

議案第3号に関しては、使用教科書の選定方針について、御審議いただきたいと思います。

議案の第4号から第6号に関しては、県立の高等学校、特別支援学校並びに琴の浦高等特別支援学校の平成31年度入学者の選抜方針について御審議いただきます。

議案第7号に関しては、文化財保護審議会に1件の諮問をお願いしたいというものです。説明は以上です。

○山本教育長

議案第1号及び第2号については、人事に関する案件ですので、非公開で行うこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか？

(委員の同意の声。)

それでは、非公開で行うこととします。

第1号議案の関係課長以外の方は、席を外してください。

[非公開]

議案第1号 鳥取県教育審議会委員及び鳥取県教育審議会委員兼鳥取県社会教育委員の任命について

議案第2号 鳥取県教育審議会夜間中学等調査研究部会の専門委員の任命について

[ここから公開]

議案第3号 県立学校における使用教科書の選定方針等について

○徳田高等学校課長

議案3号です。最初に県立高校の教科用図書を選定方針についてですが、従前から、生徒の実態に即して、確かな学力定着に向けてどのような教科書がふさわしいのかということ、校内で審議をし、その結果を県教育委員会に申請するというような手順を踏んでいるところです。校内においては、平成28年度から選定に当たっての留意事項において、公正性・透明性を高めるために、管理職を始めとして、教科あるいは学科主任といった関係の教職員で、校内に教科書選定委員会を設置して選定を行い、それを外部のPTA関係者あるいは、学校評議員等の学校内に関する

状況とか・生徒の実態等をよくご存じの関係者の方々に説明して、意見を伺った上で、県教育委員会に申請するという形にしています。今年度も昨年と同様に教科書の選定を行ってよろしいのかご審議をお願いするものです。

1点修正があります。1の選定方針(1)オの文中「造本も適切で体制がよい」となっていますが「体裁」の誤りです。修正して議案とさせていただきます。

○山本特別支援教育課長

次に、特別支援学校について説明します。基本的な流れは、県立高校と同じです。異なった点を説明させていただきますと「選定に当たっての留意事項」でして、学校教育法附則第9条の規定による教育図書・準教科書・一般図書について教育目標の達成上、教科の主たる教材として適切なものを選定することということになっています。特別支援学校においては、例えば準教科書については盲学校の理療科の教科書とか、一般図書については重度の知的障がいの生徒に対して、絵本とかの選定について定めているものです。以上です。

○山本教育長

説明について、なにかご意見・ご質問等ありますか。

○中島委員

これ自体に異論はないんですが、学校教育法附則第9条で「第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる」となっています。これはつまり高校でも、特別支援学校でも学校の判断で、どんなものでも教科書とすることができるということになるのではないかと思います。それで良いでしょうか。

○徳田高等学校課長

基本的には、教科書目録というのがあり、その教科書を使わないといけないことが前提になっています。ただ、その学校が定めている教科科目が教科書目録にない場合において、その目録にない違う教科書を使うことができるということです。

○中島委員

今の目録というところは、「文部科学大臣の定めるところにより」という辺りになるのでしょうか。

○徳田高等学校課長

そのとおりです。

○中島委員

わかりました。今とりわけ高等学校において、学校ごとに個性を出していこうという話をしている中で、教科書というのは学校の教育で大きな役割を果たすという意味でいうと、今、問題があるということではないかもしれないけれども、教科書選定においても、より幅広い議論とか活性化ということが、行われていくべきことだろうということは、流れとしてあるだろうと思います。そこにおいて、この教科書採択の仕組みというものを、より活性化するという事は考えられてもいいんじゃないかと思いますが、この辺はどうでしょうか。

○徳田高等学校課長

校内の中で、教科の中だけで決定するのではなくて、先程申しあげたように選定委員会を作っていますので、その中でいろいろ学校の方針だとかを含めて、ご検討いただくような形がよろしいのではないかと。

○中島委員

そこに PTA の方とか、学校評議員も入るからということですよ。

○徳田高等学校課長

その委員会の意見を踏まえて、外部の方のご意見もいただきながら、最終的には決めていくということになると思います。

○中島委員

私はそういう教科書選定委員会の現場に立ち会ったことがないので、おかしなことを言うかもしれませんが、やはりその委員会の委員の主体的な意見というのが、どちらかというの出づらいつield面じゃないかと思うんですね。「こう決まっているんだから、こうなんです」という流れになりがちのところじゃないかと思うので、ぜひ各選定委員会において、今おっしゃったような学校の課題とか、大きな目標とかということの中で、教科書選定をぜひいろんな形で活発にやっていただきたいということは、言っていただければと思います。

○佐伯委員

私も同じ見方です。「例年これを使っているから、もうこれでいきます」みたいなことを短い時間で決めていこうとしてしまうこともあるかと思って。でも、新しい視点とか、ちょっとこれまで使っていなかったものだけでも、こういうものがいーらしいとかいう情報が、ちゃんと共有できたらいいと思います。そういうことがどこの学校にも同じように届くのか、すごくそういうことに興味があって自分からどんどん集めたりして、使ってなかったものでも、もう一度検討してみるというような気持ちを持って探していくのかということと、違ってくると思います。でするので、そういうところを少し何か、どこの学校にも話をしていただいて、求めら

れてくるものも変わってくる時代の流れの中で、新しい方向で今度は使ってみようかという考えも持っていただけたら、ということだと思います。

○徳田高等学校課長

教頭会、校長会等もありますので、その辺りのことを学校にも働きかけをしたいと思っています。

○足羽教育次長

一昨年の教科書選定閲覧問題を受けてから、教科書選定委員会は、そういう視点で設置して、公正にという選択を図るようにしていますので、ここを活性化すること、つまり今ご意見出ていますように、「去年もこうだったから、こう」ということではなくて、「なぜこれなのか」ということをちゃんと説明できるように、生徒の実態に合ったものと、ここを活性化するということと合わせて、周知を図っていきたいと思います。

○鱸委員

特別支援学校の教科書というのは、それぞれ PTA の方、教員の方、関係者の方も、比較的、その子どもに対する特性というのをある程度勉強した方が選定されるということが予想されるんですけども、特別支援学級とか通級とか、いわゆる一般の小学校・中学校は市町村ですよ。市町村において、個別性が非常に強いという中で、34条の教科書選定の該当というのは、実際今どういう取組みになっているのでしょうか。これすごく気になったんですけど。特別支援学級と通級における教科書選定はその辺は今どういう流れなんのでしょうか。

○事務局職員

小学校には、特別支援学級、それから通級による指導を受けている子どもたちがいるんですが、通級による指導を受けている子どもたちの在籍は通常学級です。ですので、基本的に通常学級で勉強している子どもたちが障がい等において、特別の指導を受けるといった形態ですので、通級による指導を受けている子どもたちについては、通常学級の子どもたちと同じ検定教科書を使うということになります。

○鱸委員

例えば、学習障がいとか、特に低学年の子どもに対して、同じ教科書でアプローチするというのは非常に効率性が悪いんじゃないでしょうか。

○事務局職員

学習障がい等の発達障がいのある子どもたちには、音声教材とあって、例えば検定教科書と同じものですけども、それがデジタル化されていて、スマホとか iPad とか、またはパソコンで読みあげてくれるとか、その部分だけ色がつくとか、

そういったものを合わせて使うことができる。それは無償で申し込んで個人として給与される形になっています。通級の人は基本的には検定教科書がもらえて、それプラス必要に応じて音声教科書がもらえます。

特別支援学級では、子どもたちの実態に応じて特別の教育課程を編成することができるようになっていて、自立活動の指導だったり、知的障がい特別支援学校の各教科を教えることができる、となっています。ですから、教育課程に沿って特別支援学校で使っているような一般図書も選定できるようになっています。ただ、市町村教育委員会で、教科書の手続きを担当されている方が、実は一般図書について、あまりご存じなかったりとか、また、学校の中でも事務の方が教科書の担当をされているケースも多いので、そういったところは機会を捉えて研修等をさせていただいています。

○鱸委員

ぜひ、特別支援学級においては、特別支援学校の専門性のある方と、かなりコンタクトを持って選ぶということが必要だなと。ぜひその辺の動きもしてほしいと思います。

○事務局職員

何度か市町村向けや学校向けの話をする機会がありますので、そのときに盛り込んでいきたいと思います。

○佐伯委員

これって、特別支援学級の担任の資質というか、力量にかかっている、すごく経験も積んで詳しい人は、いろんなところから選んでくることができるんですけども、学校内の配置の関係で、今年度初めて特別支援学級の担任になったとか、そういう人が自分の受け持つ子どもの教科書を決める時というのは、すごく難しいと思います。おそらく新しく特別支援学級の担任になった人は研修センターなどで必ず研修を受けるようになっていていると思うんですけど、そういう機会とかを利用しながら、自分の子どもに教えるものをどのように選んでいくのかということをどんどんやっていかないと、たまたま預かってもらった担任がいい先生で、子どもに合った教科書を選んでもらえたから良かった、というような話では違う結果になると思います。

○鱸委員

その辺、合理的配慮の元で、教育も変わっていかないといけないと。それは教科書だけの問題ではなくて、システムとか関係性とか、連携とかというような形で考えていかれた方がいい、と。

○山本教育長

ご意見踏まえて対応するようにしたいと思いますが、この件についてはよろしいでしょうか。

特に異論等なければ、誤植の部分は訂正をして決定をしたいと思います。

議案第4号 平成31年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針について

○徳田高等学校課長

それでは、議案第4号です。この選抜方針は、高校入試についての大きな方針を示すものになります。細部については、この選抜方針に基づいて改めて実施要項を発行することにしていきます。全日制と定時制、通信制の入学者選抜について記載をしていて、例年との変更点ですが、来年度入試については、インフルエンザ罹患者への対応ということで、追検査を実施するということが大きな変更点です。それ以外については期日等の変更程度です。

推薦入学者選抜ですが、来年2月13日に、これまでどおり面接または口頭試問を全被験者に課すこととしています。また必要に応じて、作文または小論文及び実技検査を実施することとしています。その選抜結果については、3月15日に一般入学者選抜と合わせて例年どおり実施したいと思っています。推薦入学については、平成28年度入試から県外募集を実施しており、平成31年度入試においても実施の方向で準備を進めていて、実施校や実施内容については、8月の定例教育委員会で決定予定としています。

次に一般入学者選抜ですが、高校入試について、高等学校あるいは、中学校の校長先生方で組織している「高校入試改善研究専門委員会」というのがありますが、そちらでも意見を頂戴しながら、平成31年3月6日と7日の2日間に渡って学力検査と面接検査を実施することとしています。合格発表については3月15日で、先程申しあげた推薦入学者の内定者と合わせて合格発表を行うこととしています。

また、インフルエンザ罹患者へ受験の機会の確保ということで、追検査をすることとしています。先程の実施期日の後半部分ですが、「学力検査当日、インフルエンザ等やむを得ない事由で欠席した場合は、追検査を平成31年3月12日火曜日に実施する」というこの文を、今年度新たに追加をしたところです。なお、追検査の範囲をどこまでとするのか等の詳細については、県教育委員会において引き続き検討していくこととしています。手続き等は10月に完成予定の実施要項に記載して、中学校や高等学校への説明会で周知を図っていきたいと考えているところです。

続いて、再募集については出願期間を書いていますし、実施期日については3月25日月曜日です。

また、通信制課程における入学者選抜は、3月4日から3月27日までの出願期間を設けて、実施することとしています。

また、5の配慮事項については、平成31年度入試も同様、中学校等連携を図りながら、適切に対応していきたいと考えています。説明は以上です。

○中島委員

質問ですが、試験は追試験があるので、試験問題は2種類作るということになるんですか。

○徳田高等学校課長

はい、そういうことになります。違う問題を2種類ということです。

○中島委員

大変ですね。配慮事項5の2で「日本語指導が必要な海外帰国生徒が、外国籍生徒」というのがあるんですが、別に外国語での試験問題を作るというわけではないということですね。

○徳田高等学校課長

そういうことはございません。

○足羽教育次長

辞書持ち込みを可とするというようなことです。

○佐伯委員

時間も長くするとか。

○足羽教育次長

時間もその生徒さんの状況を把握して。普段、中学校ではどうかとか、そういう状況によって10分延長とか、配慮を個別に検討していくことになります。

○徳田高等学校課長

受験者からの申請を元に、教育委員会として時間の延長申請があれば実施をするということはありません。

○中島委員

これ他県だと、外国語での入試をやるとかいう例はあるんですか。

○徳田高等学校課長

聞いたことがないので、他県でも例はないのではと思います。同じ問題を英語でというようなことは聞いたことがないです。

○鱸委員

試験するときに、できるだけ試験の内容を早く理解して、じっくり考えて、外国籍の方をしっかりと対応してあげてほしいという気がします。いわゆるスマホなん

かでも、写真にされていて、上からさっとなでると日本語にちゃんと変わりますよね。ああいうツールを使用してあげたら、随分楽かなと思うんですけど。i-Padの翻訳というところを押しましてね、写真というところを押しますと、これ動画ムービーなんです。ムービーでこれをしますと、全部すぐ英語に変わるんです。今の時代、そういう英語で問題を出すとか母国語で問題を出すという手間よりも、辞書を持ち込むんだったら、そういうものや個人情報などを全部抜きにして、一つの道具として会場に置いて行くというのが一つの手じゃないかなと思ったりします。今の時代いろいろと変わってきていますから、そういう方法もあっていいのかなと。

○佐伯委員

外国籍の方もだんだんと増えてくるのでね。聞いたら答えられるけれども、読んで理解するのと、自分の理解したことを日本語で表現するのはすごく難しいです。

○鱸委員

自分自身でどう利用するかといたら、外国語の文献を読むときにバーと流すわけです、そのソフトで。そうするとだいたい筋が分かるわけですね。あとは細かく辞書を使っていくべきところは使うというようなことで、随分楽ですね。子どもさんはもっと器用にやっていけると思います。そういうこともありますので、ぜひ将来の参考にしてください。

○坂本委員

インフルエンザとかで欠席した場合は、診断書とかの書類がいるんですか？

○徳田高等学校課長

その辺りも含めて、今後もう少し詰めていきたいと思っています。

○若原委員

日本語能力が十分でない生徒の場合、高校受験の条件として、日本語能力検定試験みたいなのが、どれぐらいの点数以上というような基準はありますか。

○徳田高等学校課長

基準は持っておりません。

○若原委員

じゃあ、受験前にある程度面接で確認をするぐらい。面接というか相談で。

○徳田高等学校課長

個別に相談いただいています。その生徒の出身中学にお邪魔して、場合によっては本人や市町村教育委員会の方と話をしながら、どういう配慮が必要なのかを含めて話をしています。

○中島委員

外国籍の方や日本語能力が十分でない方について、今、現実にどれぐらいのニーズがあるかということもあるんですが、やはり大事なことから、なにかの基準を考えておいて、なるべく考え方としては、おそらく幅広く日本語能力が十分でない子たちも受け入れて、双方にとって学びの機会とするとしていく方が、大きな流れとしてはいいんだと思いますけれど。現状も含めて「今はそうでもない」ということかもしれないですけど、でも、将来の対応も含めて、ちょっと考えておいていただけるといいなと思いますね。

○若原委員

そういう生徒の受験生が多い都道府県は、どういう対応をされているのかを。

○徳田高等学校課長

他県の状況を参考にしながら、入試改善検討委員会等でも、話し合いながら検討していきたいです。

○山本教育長

その他ありますでしょうか？

(委員より賛同の声)

それでは、議案第4号についても、特に異論はないようですので、原案のとおり決定させていただきます。

議案第5号 平成31年度鳥取県立特別支援学校幼稚部・高等部・専攻科入学者
募集及び選抜方針について

○山本特別支援教育課長

議案第5号です。県立特別支援学校の幼稚部と高等部については、基本的に障がいがあれば、入学希望者については全員の入学を許可していますが、試験・検査をそれぞれ実施しています。今年度は平成31年3月6日に実施をします。

県立高校と同様に検査実施期日に病気等により検査を受けることができない場合には、該当の特別支援学校長が、別に日にちを定めて諸検査を実施するというようにしています。特別支援学校は病弱の児童生徒がおり、インフルエンザだけではありませんので、また病状とかも幅広くあり、状況を見ながら柔軟に対応できるようにしたいと考えています。

それから、盲学校の理療科及び専攻科については、学力検査を実施しており、検査日については平成31年3月6日にしたいと考えています。追検査を高校と同じ扱いとし、3月12日に実施したいと考えているところです。

ただ、追検査は行うんですけども、この表現内容について、政策法務課より少し分かりづらいというご意見をいただいております。例えば先程申しました盲学校の一般入学者の追試験について、内容を具体的に挙げて、インフルエンザにするのかそれ以外もあるのかということを含めて、その表現については、もう少し考える必要があると考えているところです。

例えば、高校と一緒に「学力検査当日は、インフルエンザ等やむを得ない…」などの条件を記載したいと考えています。それから1頁の一番下の「なお書き」のところも追試験の内容が変わるかもしれません。

○山本教育長

そうすると、今日議決しないということですね。6月定例教育委員会でも間に合うと。

○足羽教育次長

高校との違いはインフルエンザだけではないことがありますので、次回の議決に。

○山本教育長

議案第5号は、継続審議ということよろしいでしょうか。

関連して、今のことについていろいろご意見があれば。

○鱸委員

よろしいですか。「皆生養護学校にあっては」というのが2ヶ所あって、「4歳児または5歳児とする」というところと、もう一つ「皆生養護学校にあっては、行動観察を併せて実施する」と。いわゆる、病弱養護学校の中で、特別に皆生養護学校が特別のこういう条件を定めたのは何か理由がありますか。

○佐伯委員

3歳は入れないと。

○足羽教育次長

1頁の2の(1)皆生養護の「ただし書き」について、ちょっと確認をお願いします。

○鱸委員

それと、その下の確認ですね。「行動観察」は、どの養護学校、病弱養護・肢体不自由の学校も、行動観察は前もってしているはずですが、わざわざ書いているのは、何か意味があるのかなと。その辺もちょっとお知らせください。

○山本特別支援教育課長

検査をしますので、一応こういうことは見ますということで、記載してはいますが、実際には前もって調べていますので、当日見るのは確認ぐらいの形で、当日非常によく動けるとしてもそれを問題がないとしていることになります。

○鱸委員

就学支援の評価の中で、結局、学校に行って「この子は続けられるだろうか」とか「安全に行けるだろうか」とか、その子の特性によって、おそらく行って、特別支援学校の担当する先生たちの確認はしているんでしょうけれども、あくまでも選抜の検査内容として、ここにこれを必要としているのかどうかというところですね。これはやっぱり必要なんですか。「皆生養護学校にあっては」とわざわざ。これは肢体不自由児の養護学校だからということの意味なんですか。それだったら倉吉養護でも肢体の部分を持っているので、同じことですが、特別に書く必要があるのかなあと思ったりするんですが、その辺のところもちょっと検討していただいて。

○山本教育長

幼稚部があるのは、肢体不自由に関してあるのは皆生養護学校だけです。あと聾学校と。

○佐伯委員

ここって、幼稚部のことだけを言っているんですね。

○鱸委員

そういう意味ですか。分かりました。幼稚部は5歳まででしたか。

○佐伯委員

3歳がなくて、4歳と5歳となっていることが、私には分からないんですが。

○足羽教育次長

そこもちょっと確認をさせていただき、次回回答させてください。

○山本教育長

では、議案第5号は、追試験の表現等をもう少し精査をした上で、改めて6月定例委員会でお諮りしたいと考え、継続審議とします。

それでは、議案第6号について、説明をしてください。

議案第6号 平成31年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜方針について

○山本特別支援教育課長

議案第6号 琴の浦高等特別支援学校入学者選抜方針についてです。これについては、平成30年12月6日と7日に実施したいと考えており、昨年との大きな変更点は、高校と一緒に「追試験を12月12日に実施する」ということです。この表現については、「一般入試選抜の追検査は」ということになっており、ここを「学力検査当日、インフルエンザ等やむを得ない事由で欠席した場合には追試験」と変更します。

○山本教育長

さっきの議案と一緒にした方が良いのではないですか。

○山本特別支援教育課長

そうですね。

○山本教育長

追試験については、先程と同じく精査して、これも継続審議という形を取らせていただきたいと思います。その他の部分で、なにかご質問があれば。

○中島委員

出願資格で「中学校または特別支援学校中学部を卒業する見込みの者、または全課程を終了する見込みの者」となっていて、事実上ニーズがないのかもしれませんが、例えば、他の学校の高等部に行った後に、やっぱり琴の浦に行きたい、というケースがもしあった場合、過年度というか、そういう人も対象にするということは考えてもいいのか、考えない方がいいのか、どちらかなと思います。卒業じゃなくて、編入学的なみたいな感じです。あるいは、そのボーダー上のお子さんがある学校に行っていたんだけど、1年通ってみて…、ということで、そういう進路変更なんかの場合はどうでしょうか。

○山本特別支援教育課長

今そういうボーダー上のお子さんが増えていると思いますし、そういう声もあるのはありますので、検討したいと思います。

○佐伯委員

適正な就学からいうと確かに。知的に少し高いレベルの生徒の場合、琴の浦高等特別支援学校に行けないこともあるとは思いますが、そういう子どもさんは、受験して一般の高校に行かれたりしますが、でもそこでうまくやれないことがあり得るわけです。

○中島委員

一応門戸を開いておくことがいいかもしれませんね。ご検討いただければ。

○山本教育長

では、議案第6号も継続審議ということで、改めて次の教育委員会にお諮りしたいと思います。

次に、議案第7号について説明してください。

議案第7号 鳥取県文化財保護審議会への諮問について

○中原文化財課長

昨日開催された文化財保護審議会において、専門部会等の体制が整いましたので、文化財の指定の諮問についてご審議いただきたいと思っております。鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、次の保護文化財の指定について諮問するものです。

「小鴨元清近臣十二名連署起請文」は倉吉市所在です。この起請文については、天正10年5月5日に倉吉の岩倉城主である小鴨元清、この小鴨氏というのは平安時代から続く東伯耆の名族ですけれども、その近臣たち12名が作成した起請文です。これを書いた時代というのは、本能寺の変が約1ヶ月後に起こる時期でして、小鴨氏と親族で湯梨浜町の羽衣石城を本居とする南条氏、これらの東伯耆の豪族は織田方として毛利氏と戦いを繰り返している時代であります。この資料は、杉と見られる針葉樹の板に12名の名前と花押・サインのようなものをしており、面白いのは、この12名については「岩倉城の虎口表、お城の入り口のところです、そこで申し合わせたことについて偽りなく、今後どのようなことが起きても互いに偽ることはない。もしこれを偽るようなことがあれば、大明神殿、小鴨神社の御罰を受ける」といった内容が書かれており、戦国武将である小鴨元清の家臣について知ることができますし、戦いが続く中において、この家臣団が強い結束を誇っていたということを窺える貴重な資料だと考えております。これについてご審議をお願いしたいと思います。

○中島委員

今まで出ていたものに比べると、16世紀終わりだと比較的新しいという気もするんですが、どういう意味で貴重ということになるんでしょうか。

○中原文化財課長

基本的に鳥取の因幡・伯耆の古文書というのは、大きな大名がいなくて、尼子・毛利、それから織田・毛利との戦場になっているので、そういった中世の資料というのが非常に少ないということがあります。これが江戸時代になると、豊富に残っているんですけども、そういう意味では大変貴重な資料ということに、この時期まではなろうかと思えます。

○山本教育長

よろしいでしょうか。

(委員より賛同の声)

議案第7号については異論ないようなので、原案のとおり決定したいと思います。

報告事項

○山本教育長

続いて報告事項に移ります。始めに事務局から順次説明し、その後、各委員からの質疑をお願いします。まず、報告事項ア～ウ及びキの説明についてお願いします。

報告事項ア 平成31年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験実施要項について

○國岡教育人材開発課長

平成31年度の鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験実施要項は、別添としてありますが、変更点のみ説明させていただきます。実施要項の交付は5月2日から開始し、今週から出願受けをしています。変更点、試験期日は7月7・8日で、例年よりも一週間早めています。鳥根県の実施日とずらせたことで、受験者を確保したいという趣旨で、二次試験についても鳥根とずらしています。また、受験資格ですが、昨年度50歳未満であったものを52歳未満とすることで、より幅広く受験可能としています。採用予定数については、合計は昨年度と比べて34人の増ですが、退職者増を見込んで増やしています。試験内容については、昨年度、教職教養と一般教職とを一緒にしていましたが、教職教養の試験の中身は専門試験の中に入れ込みました。また一次試験で集団討議をしていましたが、今年度はそれを場面指導に変えています。また、昨年度は、一次試験の中で集団面接をしていましたが、今年度は集団面接は二次試験で実施することとしています。変更することで、講師経験者を含めて、即戦力となる者を確保したいという意図です。

主な変更点としては、小学校教諭の専門試験をマークシート回答にしたこと、あるいは、現職教員の試験内容等で、他県での経験者について試験科目を一部減らすことで選考を行うという制度ですけれども、これを他県での経験を3年以上から2年以上に短縮しました。これもより受験者を確保したいという趣旨です。また、電子申請を今回から導入しています。

今は出願期間中ですが、採用試験の受験者の確保に向けて、事務局職員が関西を中心とした大学あるいは大阪・東京・京都で、説明会を行っているところです。その参加状況については、だいたい例年並ですけれども、ただ一つ特徴的なのが、鳥取大学での説明会は、昨年度31名でしたが、今回は8名ということですので大きく減っています。これは鳥取大学での教員志願者というものがおそらく減っているのではないかと推測するんですけれども、これについては来週、鳥取大学との意見交換会がありますので、そこで協議して状況を把握していきたいと思います。

現在の出願状況ですが、まだ途中なのでなんとも言えないところではありますが、電子申請が始まったことで、郵送と違ってすぐに届くので、現在としてはちょっと多めかなというところです。最終的に増えるのか減るのかというのは、まだ分からないという状況です。以上です。

報告事項イ 平成29年度特別支援学校高等部及び専攻科卒業生の進路状況について

○山本特別支援教育課長

平成29年度特別支援学校高等部及び専攻科卒業生進路状況です。年度末の卒業生の進路状況ですが、就職が41.5%、福祉就労が39.0%というところが一番大きい割合です。就職については昨年が43.1%、その前が46.2%ということで、少しずつ下がっており、状況としては、就職から進学等に変更になったという生徒もあり、若干就職が下がっている状況です。また、福祉就労の方がこれまで30%前後だったのが40%前後まで上がっております。重度のお子さんが増えているのかなという感じがして、なかなか就職と結びつかないという感じがしています。今、就職環境が活性化しており、いろんなところで人手不足になっていますので、今年度末に向けて特別支援学校も頑張って就職に結びつけていきたいと思っています。以上です。

報告事項ウ 「ワンミニッツ・エクササイズ」について

○住友体育保健課長

ワンミニッツ・エクササイズですが、全国体力・運動力調査の長座体前屈が小学5年で全国とも男女が低い順位にありますので、これまでも毎月17日を柔軟の日とかいうような取組みをしてきていましたが、月1回ではだめだということで、この「ワンミニッツ・エクササイズ」で「毎日どこでも短時間でどこでもできる」というものを考案いたしました。柔軟性を高めることによって、怪我の防止につながったり、可動域が広がることによって運動能力が高まる、また、代謝が上がったり、血行が良くなって疲れにくい体になる効果がありますので、柔軟性を向上させていきたいと思っています。

作成協力者として鳥大の佐分利先生にご協力いただきました。三朝西小学校の6年生に御協力いただいて、4月11日に長座体前屈の事前測定を行い、その後12

日から24日にかけて毎朝授業の始まる前に6年生の子どもたちに、ワンミニッツ・エクササイズをしてもらいました。そして4月24日に事後測定をしたところ一人平均6cm程度、長座体前屈の結果が向上したという効果が認められましたので、本日16日付けで各学校へ通知しようと思っています。ホームページへの掲載は今週金曜日を予定していますが、これまでに4月12日には市町村教育委員会教育長へ紹介しましたし、4月27日には小学校校長会にもこのエクササイズを紹介しています。希望する学校も出ていますし、待つだけではなく、こちらからもたくさん働きかけをして、このエクササイズを実践してもらい柔軟性向上を進めていただきたいと思います。説明は以上です。

報告事項キ 平成30年度第1回鳥取県立博物館協議会の概要について

○田中理事監兼博物館長

先般開催した第1回目の鳥取県博物館協議会の概要について報告させていただきます。5月11日に開催し、大きく三つの議題を掲げ、それぞれについて説明した上で、主な意見ということで幾つか発言を掲載しています。一つは「いろんなイベントを土・日にしているけれども、土・日に参加できない方もいるので、平日の開催を考えてはどうか」というような御指摘でして、もっともなことです。工夫してみようと、例えば昨年度からプレミアムフライデーということで、金曜日の夕方を活用してイベントを行う工夫をしたりですとか、木曜日の午前中「いっしょにみてみて、もくようび」ということで、小さなお子様連れの親子においでいただき、館内で騒いでも大丈夫ですよと、大きな声をあげて見てください、といったアプローチをしたところ、子ども連れで来られるような姿も見られるようになってきたところでした。

それから、美術部門の学芸員の派遣、これは学校等に派遣したりしますが、特定の学校に偏っているのではないかと御指摘をいただきました。これは実は、鳥取市立面影小学校に図画工作のエキスパート教員がおられて、その方が熱心な教員の方でして、そことの連携を重視していろんな取り組みをした関係上、どうしてもその学校に偏って見えたということで、こういう御指摘をいただきましたが、最近はそのに限らず、いろんなところで、教科の研究会や学校長会の場などを通じて博物館の美術機能の活用について紹介していますので、少し反応も出てきつつあるという状況です。残念ながら、このエキスパート教員は市の教育委員会事務局に異動されてしまい、授業には関わらなくなっています。小学校長会の代表でこの博物館協議会に出席いただいた校長先生からは「そういう形でいろんな授業公開に絡んでいただいて、いい試みで、いろんな鑑賞のポイントもわかってきて、ありがたい」という評価をいただきましたので、このようなアプローチをこれからもどんどん強化してやっていきたいと思えます。

それから二点目、県立博物館の改修基本構想ですが、まず資料4を御覧ください。美術部門が、美術館へ出ていくということで、その後の博物館をどう改修していく

かという観点で、平成27年度からずっと議論して参りました。平成29年度も3回ほど協議会の中で御意見いただいたり、議論して参りましたが、正直、美術館の整備がまだ6年・7年先ということもあり、今の改修構想の検討の中で、これ以上詰めた話というのがなかなかできないということもありまして、一旦ここで「中間まとめ」という形で、一先ず教育委員会側でまとめさせていただきたいということを提案し、基本的にはその方向で了解ということで御同意いただきました。ですので、次回の教育委員会でその旨提案させていただき、「中間まとめ」という形にさせていただけたらと考えています。

続いて、基本構想中間まとめ案の中身ですが、大半は、これまで何度かご説明申しあげてきた中身ですので、中間まとめをするに当たって少し書き加えたところの部分だけ御紹介いたします。

13頁、第5章ですが、必要な施設・設備がどういうものかという整理をしているんですが、主な施設・設備と対応ということで、いろんな諸室の面積や機能やらを整理をして参りました。やはり、この博物館も美術館と同じでPFI手法の導入の可能性について、適当な時期に調査して、どういう整備手法を取るのかということを検討しなければいけない時期が数年後にくるとは思いますが、それまで、これ以上の検討ができないものですから、一旦ここでPFI手法のことも踏まえながらですけれども、美術館整備スケジュールを踏まえてその間の年数も必要となることから、また適当な時期に具体的な検討をしていくといった形でまとめさせていただきたいという説明をしました。

それから、同じ趣旨の記述となりますが、第7章です。運営計画についてはどうであるかということですが、これもPFIの可能性の検討があるということで、また、その適当な時期に具体的な検討をするといったような形で、まとめさせていただこうと考えております。

そして、26頁ですが、現時点での基本構想の中間まとめを行うということを書いてあります。そしてPFI等の検討もあるので、最終的なとりまとめはまたその時点で適切な時期に行うこととする、ということを追加的に記載し、今回は中間まとめにするという趣旨で、博物館協議会で説明しました。

最初のページに戻っていただきます。博物館協議会の概要ですが、駐車場の不足問題をどうするのかといった話です。これについては博物館が鳥取城趾の国の史跡の中にあるため、駐車場整備ということを経済省が認めてくれるわけもないので、いかんとも難しい状況ということで、法務局の駐車場とか、鳥取県庁の北駐車場の利用といった工夫をしています。文化財保護法も改正になっていく中で、そういう利活用についての文化庁の理解もこれからは得られる可能性もあるので、その点を注視していきたいという趣旨の説明もしました。

また、どうしてここで中間まとめをするのか、という御指摘もいただきましたので、今説明したような趣旨のことを説明させていただきました。これから時間がかかるんですけれども、PFIというものがどういうものであるとか、あるいは国の史跡の中にある他館の改修事例とか、そういったものを少し情報提供いただいて勉強

していきたいという前向きな御指摘もありましたので、次回以降そういう場を設けるといった形で対応を進める旨を説明させていただき、この中間まとめについて御理解いただいたところです。

続いて、県立美術館の整備の検討状況について、平成30年3月末の教育委員会で議案として中間まとめを認めていただいたことを説明しました。その中身についてどうこうといったことはありませんが「県民はこれで十分良しとするでしょうが、県外・全国に向かっての打ち出しという部分で、更なる魅力付けというようなことをもう少し打ち出してほしい」といった発言もありましたので、そこに記載したような説明をしたところです。また、美術館の建物を観に来るといふ人もいるので、特徴的な建物にしてほしいといった御意見もありました。これからの美術館の実際の整備段階に入っていく中で、配慮していくことかと思えます。今後の対応については、そこに記述のあるとおりの協賛会もありますし、中間まとめについては、次回の教育委員会で決定をしていくということをお願いしたいと思えます。説明は以上です。

○山本教育長

それでは、ただいまの説明について、ご質問等があればお願いします。

まず、採用候補者の選考試験について、いかがですか。

○中島委員

始めに、受験者が減っているとか、講師不足という課題があるということを教育長からもお話いただいたんですが、その内容をまた教えていただければと思います。

それから、あとはこれからできる努力ですね。この要項を配った後で受験者を実際に増やすために、説明会とかあるのかなとは思いますが、どんなことを計画されているのかということがお聞きできたらと思いますが。

○國岡教育人材開発課長

講師不足については、鳥取県だけではなくて全国的な状況です。講師の確保という視点では、鳥取県の講師の給与があまり高くないので、処遇の改善は長期的な視点でやっていきたいと思っています。また、鳥取大学と鳥取環境大学との連携も一層深めていかなければいけないですし、こちらとしても教員養成コースのある枠を増やしてほしいとか、そういう要請も大学側にしていきたいと思えます。

○中島委員

今おっしゃったように、全国的な問題であるというのは、そうだと思うんですが、鳥取県の人口減少の我々のコミュニティーの中で、教育の重要性ということは他県にも増して、一段プライオリティーがあるだろうと思っています。ですので、どう人材を確保していくかということについては、最も頑張っている県という状況にし

ていかなければいけないことだと思うので、この辺についてはこれからいろいろ知恵をしぼっていかなければいけないと思います。

○山本教育長

そのとおりだと思いますので、今、学校現場の校長先生にも参加いただいて、検討委員会の中で、どういった対応が取れるのか、していかなければならないのか議論していますし、また、この教育委員会の中でも御議論いただきたいと思います。

○坂本委員

特別支援学校の進路状況、就職ですけれども、県外に就職した人っていますか。

○山本特別支援教育課長

県外就職は、いません。

○坂本委員

去年の中国5県の教育委員全員協議会で、この5県同士で、就職にあたっての共通の検定とか基準を設けたいというお話が出ていたんですが、そのお話は何かつながっていますか。

○山本特別支援教育課長

そうですね。ちょっと、わかりません。

○坂本委員

代わられたばかりなので。また今度教えてください。

○山本特別支援教育課長

職場実習に行った後、その会社でお世話になる就職の例が多いです。基本的には全く知らない会社に就職することはありませんので、県内企業が中心だと思います。

○坂本委員

近くに県境の会社がある場合もありますので。

○山本特別支援教育課長

そうですね。もしかしたらあるかもしれませんが、琴の浦が中心ですので、どうしても県内中心になると思います。

○中島委員

合計118名とあって、専攻科卒業生と特別支援学校高等部の内訳がないんですが、専攻科卒業生は何人ですか。

○山本特別支援教育課長

専攻科卒業生は4名になります。

○中島委員

これは鳥取盲学校ですか。

○山本特別支援教育課長

それと、鳥取大学附属特別支援学校があります。4名が盲学校で、それと附属を合わせますと10名になります。

○佐伯委員

高等部は108人ということですか。私は、その他の5人というのが気になっています。

○山本特別支援教育課長

就職活動をしているんですが、残念ながら、まだ、ということですか。

○佐伯委員

そうですか、分かりました。

○山本特別支援教育課長

まだはっきりしていないというお子さんもいらっしゃいます。

○中島委員

進学というのは、どういうところに進学してらっしゃるんですか。

○山本特別支援教育課長

鳥大附属の専攻科に行かれる方もありますし、病弱ですと普通の大学に行かれる方もあります。

○中島委員

生活介護というのは、なんでしたっけ。

○山本特別支援教育課長

生活介護というのは、ほとんど寝たきりで、自宅で訪問介護のケアを受けるような、例えば重症心身障がいの方ですね。

○中島委員

介護するんじゃないくて、されるということなんですね。

○鱸委員

生活介護というのは、国はどんな重症なお子さんでも、どんな者でも、いわゆる生活する場所と活動する場所とを分けなさいという基本的な流れの中で、生活支援・生活介護というのが出てきている。それは結局、週の何日間、ほとんど土・日以外は、いわゆる就労できる場所・活動の場というのはたくさんありますよね。そういう所へ出ていき、土・日は家へ帰る。夜も帰るという日中活動と生活する場を分けた形、重症のお子さんはですね。ただ、自分で移動できる方もおられます。ですから一概に、超重症とか、重症もすべて介護というわけではない方も含まれている。

○佐伯委員

それは、在宅との違いでしょうか。

○鱸委員

在宅との違いでしょう。

○中島委員

なんらかの形で社会に参加していくということだろうと。

○鱸委員

自立という形で。だから、本人が家から出て、お父さん・お母さんと離れることができる。そのことが自立になるので分けているんだと思います。

○中島委員

もちろんこれ、相当な努力をされていると思うんですが、本県で新しくできそうなことってというのは、この分野に関して何かあるんでしょうか。

○山本特別支援教育課長

いや、ちょっとまだ、これから勉強していかなければ。

○中島委員

私なんかの感覚だと、障がいのある人の就労を受け入れてくださいということが、割と大きい企業とか、それなりの企業なんかには、そういう働きが公的にあったりしても、もう少し小さい企業にも、例えば短時間でもいいから、就労の形態なんかも含めて職場を提供してくれませんかといったことが、もっと幅広に出ていってもいいのかなという印象があります。既にされていることかもしれないですけど。

○山本特別支援教育課長

企業側に業務の切り出しをしていただいて、短時間、例えば清掃だけをするとか、お願いしていますが、小さい企業になればなるほど、人を雇うというのが難しいという話を聞いています。ただ、これから少しずつでも障がい者を雇うことによって、他の人が仕事ができることを示していきたいと思っています。

○森田次長

障がい者の就労については、定期的に、労働局と県の福祉部門と商工団体とが集まって会議をしまして、やはり問題は、仕事を切り出しをしたときに、小さな企業だとコストがかかってしまうので、なかなか一人役を採用するのが難しいと。そこはどうするんだというところまでは議論が出たんですが、それに対してどう対応するかというのはなかなか難しいです。どうしても大きな企業、今年でいくと合銀さんとかはいろいろチャレンジしているんですが、小さい企業ほど難しくなるという話です。

○佐伯委員

家族的で理解があれば、入った本人さんにとっては落ち着けるんじゃないかと思いますが。

○森田次長

やっぱり、企業としてはコスト的に。

○中島委員

実は、私も障がいのある人とお芝居なんかしている関係で接する機会も多いんですが、芝居とかできる時間はいいんだけど、他の時間にどうしてもあまりすることがない、ということがあって、なんか関わらせてもらえないだろうかみたいな相談があるんですよね。人にもよるんですけど、賃金の支払いを求める人もあれば、掃除とかちょっとした何かでもいいから、一週間の中で何日か何時間か働きに行ける場所があるということだけを求める方まで、結構幅があると思うんですよね。企業の側が確かにコストということを考えるとなかなか難しいですが、では、どれだけの仕事をそういうレベルでもらえるのかという難しいところはあっても、でも実は求めている側は、障がいのあるご家族も含めてだと、そういう賃金の支払いを求めているわけじゃないというところのある種 mismatchもあるんじゃないかと思うんです。

○森田次長

今回の会議でも、障がい者の個別のニーズといいますか、対応の必要な方と企業のマッチングというのが大事なところなので、そういうところも話していきましようということで。法定雇用率自体は上がっても、そういうきめ細かい対応というのは必要ではないかという共通認識がありました。

○鱸委員

障がいのお子さんというのは、例えば運動面で、あるいは作業面で落ちる子が、メンタル的にもかなりいろんな問題を一つのその子の障がいとして、障がいの特性として持っている。ですから例えば、仕事の内容としてこれぐらいの強度だったら続けられるだろうということで、企業もその内容をいろいろ考慮しながら配慮するんですが、継続するということが非常に難しいですね。ですから障がい者雇用率というのは人が代っても、ある一定の数字だけけれども、実際に働いている人はコロコロ中断しているという可能性があるんです。ですから継続してやるということが非常に難しいのかなど。例えば、いわゆる地域リハビリが進んでいるような養和会とか、そういう医療関係に就職すると、ジョブトレーニングを付いてくれたり、社会心理士がオーバラップしてくれたり、フォローアップしてくれるのが非常に安定しているので、その辺が継続性を高めてくれているんですね。だから継続性という点についてはいろんな問題があると思います。

社会福祉協議会にもいろいろ苦情相談、私、それに関わっているんですけども、A型、B型就労に多いです。それはやっぱり、そのストレスが自分なりに解釈が違うんですね。ですから、社会福祉協議会の方からすると、そういう利用者さんから出た相談内容については真摯に対応して、施設あるいは会社に「どうなっているの？」というようなフィードバックはしているんです。ですから、一概に就職を考えると、業務内容でポーンといくと意外と広がりがあるように思ったりしますが、なかなか難しい。その辺もあるんじゃないかと思うんですが。

○若原委員

私、高等部に進学できるような子どもというのは、障がい児のうちの一握りのエリートです、と作業所関係の方に聞いたことがあるんです。当たっているかどうか分かりませんが。その高等部の卒業生でも、就職、進学状況を見ると、こういう進路状況ですので、高等部に入れない子どもたちはいったいどうなっているのかと、そっちの方が気になります。

○鱸委員

今の高等進学の話に対して、難しいかどうかといった流れの実際はどうか。

○山本特別支援教育課長

琴の浦高等特別支援学校は就職を目的とした学校ですけども、琴の浦の場合、今年38名卒業して35名が一般就職しています。確かに障がいのある生徒の中で優秀な人が集まっていると思います。他の養護学校については、なかなか就職が進んでいないという状況ですが、言われたとおり、やはり日中の居場所とか、自分が活動することによって達成感とかがありますので、B型作業所とか、または福祉的にちょっと低い賃金の小規模作業所とか、作業はお願いしているんですけども、

生活ができる程賃金がもらえていないというのが問題でして、作業自体はありますが、保護者というか、一緒に住まないで暮らしていけないというのが大きな問題かと。親亡き後をどうするかというのが、保護者の間では大きな問題になっていると思います。

○山本教育長

養護学校の中でも琴の浦がやっていたような、そのレベルまではいっていないと思いますけど、県米子養護学校で今度カフェを開設したり、パンを作ったりという、より一般就労に近いような体験を学校の中でできるような、そんなこともやり始めています。単に作業だけじゃなくて、就労に結びつくような体験をさせていくということも大事かなと。

○鱸委員

県の中には、県以外の公的な障がい者就労訓練所みたいな職業訓練をするようなところがありますよね。ああいう障がい者職業訓練所と、いわゆる特別支援学校との連携なんていうのは実際にあるんでしょうか。障がいに対する技術的な部分は、おそらく向こうの方がプロだと思うんですけどね。その辺が例えば特別支援学校の高校に入って実際にキャリアアップ、キャリアを身に着けるときに実際の障がい者訓練というところに結びつくような関係性というのはどうなんでしょうか。実際は。

○山本特別支援教育課長

琴の浦の卒業生で一般就職していないのは3名と言いましたが、そのうちの1名は職業訓練校に進学と申しますか、行っております。その子の状況によっては職業訓練校に進学される場合もあると。

○鱸委員

そうですね。だから、特別支援学校の高等部を持っておられるところで、特に単一の肢体不自由の子なんてのは、すごく優秀な子がおるし、それからアテトーゼと申したなかなかしゃべらない子でも、すごく頭がいい子がいるんで、そういう方に何か、例えば今のITのものに対する適性を見てもらうとか、そういうところの取り組みがもっと広がってもいいのかなと思ったりします。よろしくをお願いします。

○山本教育長

ご意見も踏まえて、いろいろと研究もし、検討もしていきたいです。
報告事項ウについては、いかがでしょうか。

○佐伯委員

だいたい6月頃によく体力テストをするから、このワンミニッツ・エクササイズ、早速やれたら効果が出ていいですね。子どもは関心があって、やってみたいと思

うけど、ずっと長く継続することは難しくて。でも、成果を目指して頑張ってみて、それからちょっと音楽を変えていくとか、何か変化をしながらでも、うまくつなげていって自分の柔軟性も伸びていくと、子ども自身にすごく嬉しい受け止めがあると思います。

○住友体育保健課長

ほかの体力と違って、柔軟性は継続していかないとすぐ落ちるものです。

○坂本委員

大人の先生も体が柔かくなっていいんじゃないですか、練習によっては。

○若原委員

ラジオ体操ではだめなんですかね。全然違うものですか。

○森田次長

ラジオ体操も、けっこういろんな運動になるんですけども、今回は1分間で、ポイントを柔軟性に絞ってやっているのので、短時間で取り組める形になって、狭いスペースでも一定の効果を得ようと。

○坂本委員

珍しいですね、子どもたちには。

○鱸委員

モデル校の三朝西小学校は、県の教育委員会が働きかけをしたんですか。

○住友体育保健課長

3月まで県の体育保健課にいた職員が、三朝西小学校に移ったものですから。

○鱸委員

つながっていますね。問題意識を持って行かれたんですね。

○山本教育長

報告事項キはいかがですか。

○鱸委員

体の悪い人が博物館に行こうとしたら、入り口に掲示が全くないんですよ。見たい目が「ここ入れるのかな？」という造りになっていまして、知ってる人は行くんですが。あそこには障がい者マークのハートフルはありますか？

○田中理事監兼博物館長

ハートフルの駐車場はあります。

○鱸委員

実際に行ってみて、実はこちらの家内が身体障がい者なんで、行って探したんですけど無くって。それで入ろうとしたんですけども、「こんなところ入れるわけなからうな」と言って入らなかったら、中であって。私が思ったのは、駐車場問題というのはなかなか難しく、障がいを持った方に「中に入れますよ」ということと、「駐車場がありますよ」という、入り口のサインぐらいはぜひしておいていただくと、随分違うと思いますね。ちょっと分かりにくいですよ。

○田中理事監兼博物館長

実は、博物館の正面の敷地の前までは、すべて鳥取市の国史跡用地で、看板一つ、木一本植えるにも、手取り足取り注文を付けられるものですから、なかなか難しいところもあります。ただ、御指摘のこともよく分かりましたので、ちょっとどのようなことができるかは、もう少し考えてみたいと思います。昭和47年に建てられた古い建物ですので、後付けでスロープ作ったり、エレベーターを付けたりしていますが、どうしても解消しきれないところがあって、ちょっと苦しいですけれども、どんなことができるかは絶えず気にはしていますので、少しお待ちください。

○中島委員

昭和47年の建物で、中間とりまとめにあるように、新しい形で命を与えられていくということになるんですが、それに当たって倉吉に美術館ができて、そこのつながりというか応答の関係みたいなものを作っていくのに当たって、今、内部の改修計画というのは入っているんだろうと思うんです。建築の世界だと大きな改修はしないけど、外観において少し象徴的なものを加えることで、昔の良さを残しつつ、シンボリックに新しい外観をとというようなことって、ときどき行われるんだと思います。この中間とりまとめにおいても、外観においても新しいリスタートを切るということを象徴するような何かのイノベーションを小さい規模ながらもするというようなことを入れるようなことはできないでしょうか。

○田中理事監兼博物館長

地下遺構に手を加えなければという視点はあって良いと思います。実は今あそこに博物館があることが分かりにくいのは、障がい者にだけでなく、一般の方でも言われることがあります。鳥取市民でも「あれ博物館だったの？」と、建物としては面白いものがあるんだけど、博物館とは思ってなかったという方がいらっしやって、建物の外に「Tottori Prefecture Museum」とか、そういう壁面に分かるような表現を、ふさわしいビジュアルとか、そういう工夫もいるんだなあと思ったりもしましたので、そういうことも含めて、それがリスタートの象徴という形にできるよ

うな、面白いデザインまでもだめと言われるかどうかは、文化庁と話をしてみるということはあり得るかなと思います。

○中島委員

今、鱸委員のお話を聞いて、確かにあそこは階段が多いんですね。ちょっとした動きをつけるために3段登るとかあったりするので、そういうことも含めてパッチを当てるというよりは、より現代的なユニバーサルというか、誰にとっても使いやすい博物館を目指すということ、修繕するというよりはよりポジティブなイメージとして押し出していくような、全体の再構想ということもあっていいんじゃないでしょうか。

○田中理事監兼博物館長

今回、中間まとめでそこまで入れるかどうか。

○山本教育長

残りの報告事項については、時間の都合により説明を省略することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○中島委員

一つだけいいでしょうか。

報告事項オの給食関係ですが、鳥取県産材が若干下がっているのがちょっと気になったんですけど、この辺はどうでしょうか。

○住友体育保健課長

昨年度よりは2%ほど上がっている結果でした。高くなりすぎると、給食のバリエーションも広がらないので、この辺りで良いのかなという気もしています。目標値が70%ですので、もう少し上げていくよう、低い市部などに働きかけていきたいと思っています。

○中島委員

低い数字というのは、バリエーションの影響ということですか。

○山本教育長

近年、若干落ちているのは、天候不純で野菜が不作とかでも影響があります。

○住友体育保健課長

決して、消極的になったりしている訳ではありません。

協議事項1 鳥取県立美術館整備基本計画について

○山本教育長

協議事項1ということで、説明をお願いします。

○田中理事監兼博物館長

「鳥取県立美術館の整備基本計画案について」ということですが、これは先般「県有施設・資産有効活用戦略会議」が開催されて、PFIのBT0方式を導入するという判断されましたので、そのことを踏まえた記述を加えた上で、この基本計画の最終案として、とりまとめしたいとして、本日説明させていただきます。後ろに添付していますが、その戦略会議の資料を少し御覧いただきたいと思えます。最初の部分は、これまでの議論のことで、PFIの手法を導入するかどうかというのを、戦略会議で議論する、といったようなことが説明してある資料です。美術館のPFI手法の導入検討で、ずっとこういう経緯で、基本計画の中間まとめの概要ということで、面積とか整備経費等について、簡単に記述してあります。これらを踏まえてPFIの可能性の調査をしてきたわけですが、PFIを導入した場合、どういう財源の縮減効果があるかといったようなことを定量的に評価したものです。一番左端の棒グラフが、県が直営で設計・建設、その後も直営で県が運営をした場合を100としたもので、それを指数的に比較するとどういう手法が一番いいかという指数をVFM(Value for Money)と言いまして、縮減効果がどの程度あるかといったようなものです。PFI手法の中でもBT0方式というのが、VFMが16.4%出るということ、つまり83.6への縮減効果があるということで、一番有利な方法ではないかということで、この会議では、この方法を選択しようということになりました。BT0というのは、Build Transfer and Operateということで、Build=まず民間に建てていただいて、Transfer=県に所有権を移転して、Operate=運営はまた民間がやるという、そういう方式ということです。

また、「美術館の特性への考慮」ということで、これまで何度か報告して参りましたアドバイザー委員会、美術館であるがゆえのデザイン性というところをどう担保していくか、あるいは県民との対話・コミュニケーションをどう担保していくかということ配慮していく必要があるということをやちゃんと踏まえる必要がありますよ、といったようなこと、それから「事業手法並びに運營業務の範囲」ということで、学芸業務の扱いをどうするかということですが、学芸業務を民間がやるということに対しては、民間業者も非常に消極的であるということがいろいろヒアリングをする中で分かってきたことがあります。そういうことを踏まえて、第1次検討の評価の結果と案ですが、この内容で決定になったんですけれども、PFIの手法が有効であるということで、BT0方式でPFIを導入する、ただし、建設デザインを重視する工法を取り入れるとともに、県民とのコミュニケーションの対応を取れる方法を検討していく、それから、学芸部門については、美術作品の収集・保存、調査・研究、展示・教育・普及を中心に中核業務は県業務として、県の学芸員が引き続き実施するという形で、進めていこうという決定がなされたところです。

そういうことを踏まえて前の冊子に戻っていただき、「基本計画案」というところですが、それに該当する修正部分だけ説明させていただきます。29頁を御覧ください。「整備費用の想定」というところで、県が直営で美術館を整備した場合は、ざっと97億円かかりますといったことを示しております。今回の戦略会議の結果を踏まえて、PFIのBTO方式を導入することについて書き込んだ上で、今後導入手続きを進めながら、いろんなデザイン性の確保であるとか、そういうことについて書き加えております。それから第5章「基本計画の実現に向けて」というところの「組織体制」の職員等のスタッフというところです。先程の会議の結果で、学芸部門のコアのところは県が直営で実施するという決定でしたので、そういう趣旨の記述「中核業務は、県業務として引き続き実施する。」そして、その管理業務であるとか、学芸業務の中でもその周辺の業務、広報・宣伝・賑わい創出、といったことについては、県と連携することを前提に、民間企業に委ねる。こういう部分を書き加える形にして、最終的には教育委員会側で決定をしていただきたいと思います。県議会での説明も行って、そこでの反応等も踏まえて、最終的に教育委員会で基本計画の案としてまとめていただきたいと思います。説明は、以上です。

○山本教育長

ただいまの説明について、ご質問・ご意見等があればお願いします。

○中島委員

基本設計を優先させるかどうかについては、どういうふうになっているんですか。

○田中理事監兼博物館長

そこは明確には、デザインの重要性を考慮するために、どういう手法が取れるかということは引き続き検討していく、そこは基本計画の決定そのものではなくて、例えば、予算であるとか、そういうところで具体的に示していく。そういう趣旨で、こういう記述にしています。正直、どういうことができるか、まだそこははっきりしていない部分はあるものですから、どれだけそういう重要性を配慮できるかということは、財政当局と議論しているところです。

○中島委員

ここの美術館の特性考慮で①のVFMではと、一方で、というのは、これは両方併記の形になっているという理解でいいですか。

○田中理事監兼博物館長

はい。基本設計を優先することでデザイン性を確保したいということは、財政当局やPFI担当部局には強く言っています。財政的な事情のトータルの判断の中でどうなるかというのは、決定権が知事部局側にあるということもありますので。

○中島委員

これは、教育委員会として出す書類なんでしたっけ。そうするとそののちをこちらとしてはそのように考えるということが、どこか明記されている箇所というのはあるんですか。

○田中理事監兼博物館長

そこまで明確に明記しているところはないです。29頁の中段の4行目辺りに「建築デザインの充実できる工法を」とか、その下の「シンボルとしてのデザイン性などを判断しながら」という、それぐらいの表現です。

○中島委員

そのことって、アドバイザー委員会でもかなり焦点だったと思うんですけど、どうなんでしょうか。それで、こちらからの意見としては、完全にこれってということではなくても、もう少し踏み込めないですか。

○田中理事監兼博物館長

最大限我々としての「想い」というところを、こういう記述で入れ込んでいますけれども。

○中島委員

ただどうしても、今の時代だと、最後はコストというところになってしまうことがあるんですよ。その中で「いやいやそうじゃなくて、やはりそういうコンセプトを重視していくんだ」ということを、もちろん一括発注型だから、それが軽視されるということではないけれども、今までのコミュニケーションの経緯を考えていくと、そのことを少ししっかり書いておかないと、今までの話はなんだったんだってことになりかねないかと思うんですよ。そうすると潜在的には、いろんな方が美術館に関して前向きに関わってくださろうとしている中で「あの話がこの程度になるんだったら、俺はもうどうでもいいよ」という話になっちゃうと、すごい損失だと思ひまして。少しご検討いただければ。

○田中理事監兼博物館長

分かりました。私もちょっとそののちが「これまでたくさん意見聞いてきたのに、これかよ」と言われかねないので、そのことは財政当局に強く言っているところでして、検討させていただきます。

○中島委員

ぜひ、お願いします。

○若原委員

もう、BTO方式によることはもう決定ですか。その決定を踏まえて、どう表現するかという段階ですか。

○田中理事監兼博物館長
はい。

○中島委員
このあと、どういう段階で、判断が出るんでしたっけ。

○田中理事監兼博物館長
6月県議会での議論を通して、踏まえて最終的に教育委員会の議案として、決定いただくという形にお願いできればと思っています。

○若原委員
6月議会の議論を踏まえて基本計画を策定した後、仕様書とか業者選定にかかるんですね。

○田中理事監兼博物館長
はい。そういうPFIの選定をする作業のために必要な専門コンサルへの委託費用の関連予算を、6月議会で予算要求をする作業を進めていますので、議決されれば、それを踏まえて次の作業に。

○山本教育長
以上、よろしいでしょうか。
それでは協議事項を終了して、その他で何かありましたら発言をお願いします。
よろしいですか？

6 閉 会

○山本教育長
それでは、本日の定例教育委員会はこれで閉会します。
次回は6月7日木曜日午前10時から定例教育委員会を開催したいと思います、よろしいでしょうか。
以上で、本日の日程を終了します。お疲れさまでした。